

●利用者負担額表（1号認定 月額）

階 層 区 分		利用者負担額（月額）
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯・市民税均等割世帯	800円
第3階層	市民税所得割額 77,100円以下	5,800円
第4階層	市民税所得割額 211,200円以下	13,000円
第5階層	市民税所得割額 211,201円以上	16,700円

■減免措置

- ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯等の第2階層は無料とします。第3階層の第1子は第2階層の額（800円）、第2子以降は無料とします。
- 第2階層の場合は兄弟^{*}の年齢に関係なく、最年長の子どもから順に2人目は無料とします。
- 第3階層の場合は兄弟^{*}の年齢に関係なく、第4・5階層の場合は小学校3年生以下の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。

※新制度に移行していない幼稚園（幼稚舎は除く）、特別支援学校幼稚部、児童発達支援等に在園しているお子さんがいる場合は入園日以降に発行された在園証明書が必要です。
